

水道料金

■現行水道料金（月額）

以下（ ）は改正前からの増減額

口径	基本料金 (8㎡まで)	量水器 使用料	超過料金 (1㎡につき)	8㎡までの 使用料	20㎡の 使用料	30㎡の 使用料
13mm	1,650 円	100 円	260 円	1,750 円	4,870 円	7,470 円
20mm		150 円		1,800 円	4,920 円	7,520 円

12月請求  
(11月検針)  
分



■改定水道料金（月額）

口径	基本料金 (8㎡まで)	量水器 使用料	超過料金 (1㎡につき)	8㎡までの 使用料	20㎡の 使用料	30㎡の 使用料
13mm	1,980 円 (+330 円)	100 円	280 円 (+20 円)	2,080 円 (+330 円)	5,440 円 (+570 円)	8,240 円 (+770 円)
20mm		150 円		2,130 円 (+330 円)	5,490 円 (+570 円)	8,290 円 (+770 円)

※一般的な家庭のほとんどは、口径が20mmまたは13mmです。目安として、世帯一人当たりの使用料は約6㎡程度とされています。ご家庭に投かんされる検針票で、口径・使用水量をご確認ください。  
 ※事業所など口径25mm以上の場合も基本料金・超過料金は同じです。量水器使用料に改定はありません。  
 量水器使用料 25mm：200円、30mm：250円、40mm：450円、50mm：850円、75mm：1,500円

【参考】消費税増税転嫁のみ行った場合（月額）

口径	基本料金 (8㎡まで)	量水器 使用料	超過料金 (1㎡につき)
13mm	1,680 円 (+30 円)	100 円	265 円 (+5 円)
20mm		150 円	

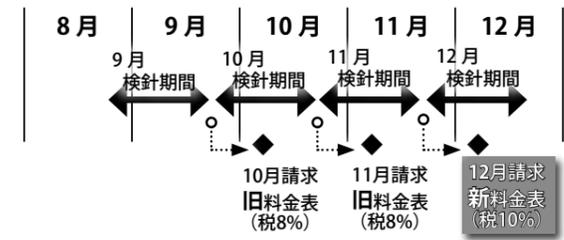
水道事業の現状

水道料金は前回平成24年に改定してから6年が経過し、その間、積極的に老朽管の更新に取り組んできました。これにより有収率は徐々に回復しています（図1）が、それでも県内では最も低い値で、総延長約400km以上の配水管は順次老朽化に

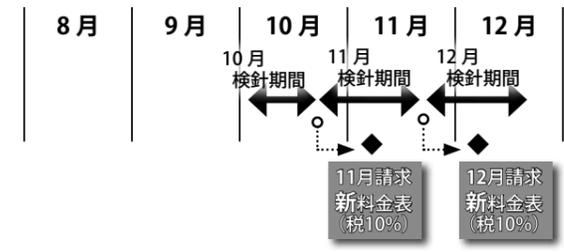
より更新時期を迎えます。現在、矢波浄水場を全面更新中ですが、近い将来、他の水道施設についても同様に対応が必要となる見込みです。一方で、必要の減少に伴う水道料金収入の減少傾向（図2）に歯止めはかかっておらず、資金確保の面で借入金に頼らざるを得ない状況になっています。

料金改定の時期

10月1日以前から継続使用している場合  
→ 12月請求（11月検針）分から新料金



10月1日以降に使用開始（開栓）した場合  
→ 11月請求（10月検針）分から新料金



上下水道料金を改定します

④ 上下水道課 ☎ (72) 2507

12月請求（11月検針）分

⑤ 10月以降使用開始の場合は11月請求（10月検針）分



水道加入金

※10月1日以降の加入申込から

現行加入金		改定加入金	
口径	金額	口径	金額
13mm	42,000円	13mm	44,000円 (+2,000円)
20mm	73,500円	20mm	77,000円 (+3,500円)
25mm	105,000円	25mm	110,000円 (+5,000円)
30mm	210,000円	30mm	220,000円 (+10,000円)
40mm	315,000円	40mm	330,000円 (+15,000円)
50mm	525,000円	50mm	550,000円 (+25,000円)
75mm	840,000円	75mm	880,000円 (+40,000円)

【参考】消費税増税転嫁のみ行った場合

口径	金額	口径	金額
13mm	42,777円 (+777円)	40mm	320,833円 (+5,833円)
20mm	74,861円 (+1,361円)	50mm	534,722円 (+9,722円)
25mm	106,944円 (+1,944円)	75mm	855,555円 (+15,555円)
30mm	213,888円 (+3,888円)		



下水道料金

※消費税増税転嫁のみの改定

<公共下水道・集落排水>

現行下水道料金（月額）

基本料金 (10㎡まで)	超過料金 (1㎡につき)	10㎡までの 使用料	20㎡の 使用料	30㎡の 使用料
1,620 円	162 円	1,620 円	3,240 円	4,860 円



改定下水道料金（月額）

基本料金 (10㎡まで)	超過料金 (1㎡につき)	10㎡までの 使用料	20㎡の 使用料	30㎡の 使用料
1,650 円 (+30 円)	165 円 (+3 円)	1,650 円 (+30 円)	3,300 円 (+60 円)	4,950 円 (+90 円)

<合併浄化槽>

現行下水道料金（月額）

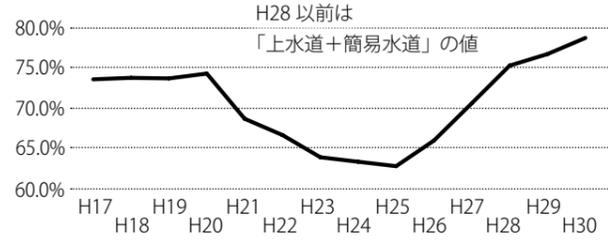
人槽	10人以下	11～20人	21～35人	36～50人
使用料	1,620 円	1,836 円	2,700 円	3,132 円



改定下水道料金（月額）

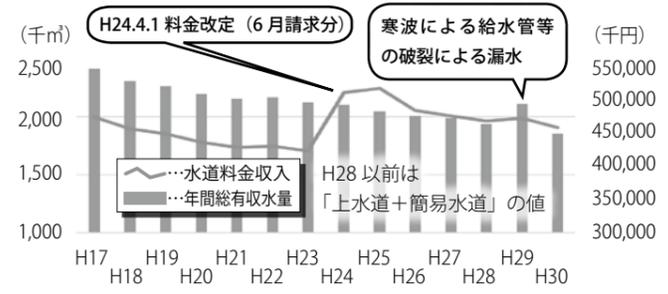
人槽	10人以下	11～20人	21～35人	36～50人
使用料	1,650 円 (+30 円)	1,870 円 (+34 円)	2,750 円 (+50 円)	3,190 円 (+58 円)

図1 有収率の推移



【有収率】…年間総有収水量（料金収入の対象となった1年間の総水量）÷年間総配水量（浄水場から配水された1年間の総水量）のこと。有収率が低いということは老朽管からの漏水等の理由で水が失われていることになります。

図2 年間総有収水量と水道料金収入の推移



安心安全な水道供給を持続するには  
借入金残高は平成31年3月末時点で約39億円ですが、このままでは前述の更新の財源として借入金残高がさらに増加していき、その返済によって今後ますます人口減少していく将来世代に負担を先送りすることとなります。そこで将来にわたって持続可能な水道事業経営の観点から、借入を抑制できる料金水準を検討

料金改定の基本方針  
料金改定は3年から5年程度の期間ごとに経営状況を考慮し実施されます。水道料金は、使用者の公正な利益と水道事業の健全な経営を確保し、地域住民の福祉の増進に寄与するため、給水サービスの対価として公平性を維持することを基本方針としています。

料金改定の内容

今回の水道料金の改定は、町民の皆様の不安をできる限り軽減するため、10月の消費税増税に伴う料金への転嫁との同時改定としています。水道加入金についても水道料金と同様の趣旨で改定を行っています。下水道料金については消費税増税に伴う料金への転嫁による改定のみです。改定後の金額は次ページのとおりです。

福祉増進のため料金改定にご協力を

平成31年4月からのコンビニエンスストアや郵便局窓口での収納を可能にするサービスの拡充をはじめとし、今後は浄水場無人化を図るための遠隔監視の導入等による職員人件費の削減といった経営の効率化や経費削減の実施に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。